

発議第3号

地方単独事業に係る国民健康保険の減額調整措置の見直しを求める意見書案

地方単独事業に係る国民健康保険の減額調整措置の見直しを求める意見書を内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣及び厚生労働大臣宛て提出するものとする。

平成27年7月8日提出

提出者 和歌山市議会議員

戸田正人

井上直樹

中尾友紀

姫田高宏

山本忠相

林隆一

## 地方単独事業に係る国民健康保険の減額調整措置の見直しを求める意見書案

今国会において「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、国民健康保険の財政基盤の強化や都道府県による財政運営に向けて具体的な改革作業が始まるところである。

国民健康保険改革に当たっては、国と地方の協議により、地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しなどが今後の検討課題とされたところである。

一方、地方創生の観点から、人口減少問題に真正面から取り組むことが求められており、全国の自治体では単独事業として乳幼児医療費の助成制度の拡充などに取り組む事例が多くみられる。

さらに平成26年度補正で用意された国の交付金を活用し、対象年齢の引き上げなどの事業内容の拡充に取り組む自治体も報告されているところである。

こうした状況の中で、全ての自治体で取り組まれている乳幼児医療の助成制度など単独の医療費助成制度に対する国の減額調整措置について、下記のとおり早急に見直しを行うよう強く求めるものである。

### 記

1. 人口減少問題に取り組むいわゆる地方創生作業が進む中、地方単独事業による子ども等に係る医療費助成を国民健康保険の国庫負担の減額調整措置の対象外にすること。
2. 少子高齢化が進行する中、子育て支援、地方創生、地域包括ケア等の幅広い観点から実効性ある施策を進めることが必要であり、そうした観点から子ども等に係る医療の支援策を国の施策として取り組むよう速やかに議論を進めること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。